

平成 29 年度 寝屋川市公共用地先行取得事業 特別会計予算

平成 29 年度寝屋川市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 224,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、223,400 千円と定める。

平成 29 年 2 月 27 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財産収入		千円 121,203
	1 財産売却収入	121,203
2 繰入金		2,797
	1 繰入金	2,797
3 市債		100,000
	1 市債	100,000
歳 入 合 計		224,000

歳 出

款	項	金 額
1 事業費		千円 100,020
	1 事業費	100,020
2 公債費		123,880
	1 公債費	123,880
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出	合 計	224,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得事業	千円 100,000	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
計	100,000			

※ただし、利率欄において、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。